

論文

小学校学習指導要領の改訂からみる 食育推進の課題（1）

高橋美保・川田容子

Problems on promotion of dietary education in terms of the
revisian of government guidelines for teaching (1)

TAKAHASHI Miho

KAWATA Yoko

はじめに

近年、食生活を取り巻く社会環境の変化などに伴い、食に起因する健康問題が増加し、食育基本法の施行とともに、食育は国民的課題となっている。

保育所保育指針、幼稚園教育要領にも食育の推進が強調され、全国で様々な取組が行われている。しかし、子どもへの食育活動は、それぞれの組織における取組みに一貫性が欠けているように見受けられる。それは、食育の定義を必ずしも明らかにせず、就学前の教育から小・中・高等学校までの教育内容を見通し、食教育としての課題や目的の検討がされていないためであろう。

そこで、今回の教育基本法、学習指導要領の改訂にともない、学校教育における食育推進のあり方を文献等から探り、現在、行われている乳幼児への食育活動の整合性について考察し、今後、就学前保育の諸機関で取り組むべき食教育のあり方について検討した。

1 研究の目的

国の施策としての教育改革が大きく動き、幼児教育が学校教育の基盤づくりを成すものとして、明確に位置づけられた。保育所保育指針、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領が同時期に改訂され、就学前保育と小学校教育の積極的な連携とともに「食育の推進」が強調された。

食育活動は、それぞれの組織において、教育（保育）課程に基づき展開されている。生活や学習の「基盤づくり」を行う就学前保育は、学校教育内容を理解した上でが行うことが望ましい。そこで、学校教育で行われている食育の内容を文献により明らかにし、幼児期に行われるべき食育の内容を検討するために本研究に取り組んだ。

2 方法

1) 学校教育における食育の推進にむけた体制の比較検討

平成17年に食育基本法が制定され、食に関する指導を推進するために「栄養教諭制度」が発足し、その体制への整備が行われた。

そこで、栄養教諭の配置状況、配置による効果について文献調査を行い、食育推進にむけた体制の内容をあきらかにしようと考えた。

2) 学校教育における食に関する教育内容の分析

学習指導要領改訂におけるカリキュラムの内容を分析し、就学前保育におこなわれる食育活動と比較して、今後の課題を抽出した。

3 研究の結果及び考察

1) 学校教育における食育推進体制

昭和29年に「学校給食法」が制定され、教育の一環として学校給食が位置づけられ、その中で食の指導が展開されてきた。

平成9年に保健体育審議会が「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツ振興の在り方について」を答申し、その中に「食に関する指導の充実について」が明記され、食に関する指導が強調されるようになった。平成16年中央審議会が「食に関する指導体制の整備について」を答申し、食育推進の体制整備として、栄養教諭制度が創設された。

そこで栄養教諭制度導入により、食育の推進にどのような影響や効果があったのか、その実態を探るために文献調査を行った。

(1) 栄養教諭の配置状況

これまで学校栄養職員が担ってきた給食管理に加え、食に関する指導そのものを本務とする栄養教諭制度が導入され、平成17年度、34名の栄養職員が配置された。給食管理を行っていた学校栄養職員が、教育原理や児童心理など教職課程の単位を修得して栄養教諭となった。

現在の配置状況については、文献資料「平成22年食育白書」¹⁾「学校教育基礎調査」²⁾を用いて分析し、配置状況を表1と表2に示した。

平成21年度には、全都道府県公立小・中学校等に2,663名の栄養教諭が配置された。学校総数33,122校に対し、8.0%の配置状況

表1 公立小・中学校等の栄養教諭配置状況

年 度	学校数 (箇所数)	栄養教諭数 (人)	配置状況
平成17年	34,158	34	4道府県
平成18年	33,870	359	25道府県
平成19年	33,648	986	45道府県
平成20年	33,391	1,897	47都道府県
平成21年	33,122	2,663	47都道府県

である。配置人数は表2に示すとおり、鳥取県の3名から北海道の326名と、都道府県によって大きな違いがみられた。

栄養教諭の配置にともないその職務は、学校教育法の一部改正（平成16年）において定められ、「栄養教諭の配置は地方公共団体や設置者の判断による」とされた。また答申には、学校栄養職員から栄養教諭への移行により、栄養教諭を配置することができない学校は、養護教諭や家庭科教

諭、他校の栄養教諭が定期的に出向いて指導することとし、さらには地域人材の活用が明記された。

以上のことから、現在の教育現場においては、栄養教諭必置への必要性に対する認識は、非常にうすいことがわかった。

さらに、栄養教諭の職務規定について明らかにするため、制度の概要を文献資料「学校教育法」³⁾により分析して表3に示した。

表2 都道府県別配置数（一部抜粋）

（単位：人）

都道府県名	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
北海道	10	67	194	263	326
宮城県		3	12	25	35
東京都				5	16
福井県	10	32	30	32	32
愛知県		10	10	68	73
大阪府	9	9	20	140	270
鳥取県			3	3	3
広島県			10	10	10
愛媛県		16	41	57	77
高知県	5	11	15	19	23
福岡県		9	40	70	114
宮崎県		6	11	16	22
沖縄県			4	14	14

表3 栄養教諭制度の概要

職務	児童の栄養に関する指導及び管理 1、食に関する指導 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒についての栄養に関する個別的な相談指導 ・学級担任や教科担任等と連携し、関連教科や特別活動においての食に関する指導 ・食に関する指導に関わる全体的な計画の策定等への参画
----	--

小学校学習指導要領の改訂からみる食育推進の課題（１）

	2、給食管理 ・栄養管理、衛生管理、調理管理等
資格	栄養教諭普通免許状（専修、一種、二種） ・大学における所要単位の修得により免許状を取得することが基本。 ・現職の学校栄養職員は、一定の在職経験と都道府県教育委員会が実施する講習等において所定の単位を修得することにより、栄養教諭免許状を取得できるよう法律上特別の措置が講じられている。
配置状況	すべての義務教育諸学校において給食を実施しているわけではなく、地方分権の趣旨等から、栄養教諭の配置は地方公共団体や設置者の判断によることとされている。 公立小中学校の栄養教諭は県費負担教職員であることから、都道府県教育委員会の判断によって配置される。

栄養教諭の職務は、学校給食の管理と食に関する指導を一体的に行うことであり、栄養の専門性と食に関する教育の資質向上がその目的である。配置に際しては、学校栄養職員に特例措置が講じられて栄養教諭となったが、このことは、栄養教諭制度発足の背景に、子どもたちの食生活や健康への課題に対応する必要性が急務であったこと、教職員制度における学校栄養職員の身分向上に対する課題があったことが推察される。

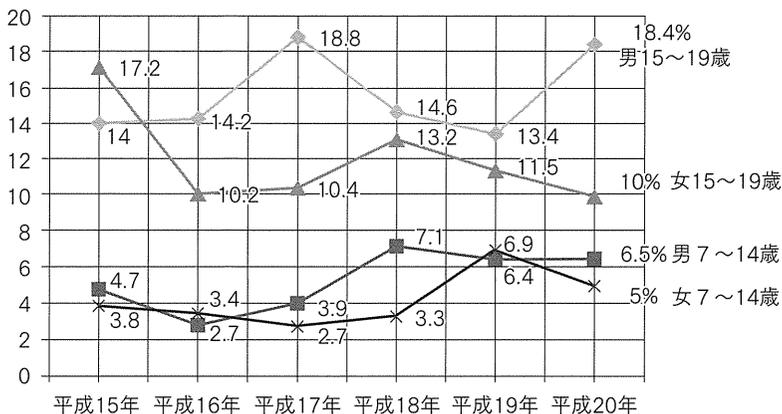
（２）栄養教諭の配置による教育効果

食育推進基本計画の目標値に、「朝食を欠食する小学生を０％とする」ことや、総合的な推進事項に「子どもの肥満防止の推進」があげられている。栄養教諭の配置による教育効果を把握するために、朝食欠食状況と体格（肥満・痩せ）の推移を文献により探った。

①朝食の欠食状況

食育推進基本計画の策定値である「国民健康栄養調査」の結果の推移を、図１に示した。平成17年には、小中学生（７～14歳）では、男子3.9%、

女子2.7%であったが、平成20年では、男子6.5%、女子5%と欠食率は増加していた。栄養教諭配置後に、中等教育を受けた15歳～19歳の結果は、平成17年男子18.8%、女子10.4%であった。その後、欠食率は減少傾向をしめしていたが、平成20年には、男子18.4%と再び男子が増加していた。



注：「欠食」調査日において「菓子・果物などのみ」、「錠剤などのみ」、「何も食わない」に該当した場合

図1 朝食欠食率の推移（厚生労働省国民健康栄養調査）

②体格（肥満・痩せ）の推移

6歳から14歳における肥満傾向児童と痩身傾向児の推移を文献資料「学校保健」⁴⁾の調査から検討し、図2と図3に示した。

平成18年度より算出方法が変更したため、平成18年と3年後の21年の推移を比較した結果、肥満傾向の出現率は、平成18年は6歳児5.3%、8歳児8.0%、10歳児10.2%、13歳10.4%であった。しかし、平成21年には、6歳児4.4%、8歳児7.3%、10歳児9.5%、13歳8.9%と、すべての年齢で減少した。昭和52年以降増加傾向であった肥満傾向児の対策は、功を奏し18年度以降減少傾向を示していた。

痩身傾向児の出現率は、平成18年は6歳児0.4%、8歳児1.0%、10歳児2.5%、13歳2.4%であった。しかし平成21年には6歳児0.5%、8歳児

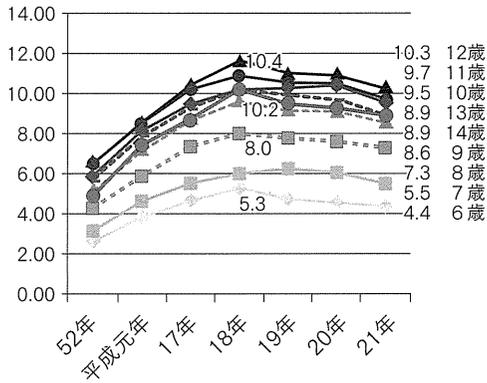
1.1%、10歳児2.7%、13歳2.6%と、すべての年齢で増加していた。

朝食の欠食率の改善は見られず、肥満については、改善がみられたものの、痩身については逆に増加していた。この結果から、栄養教諭の配置による教育効果は、あまりなかったと思われる。

義務教育として行われるべきはずの教諭制度は、その配置状況が地方自治体に委ねられ、大きな差が生じている。この現状は、児童や生徒の教育を受ける権利に反することになる。また、こういった現状は、制度そのものの意義や必要性を問う大きな課題となる。

学校教育における食育

の推進は、平成9年「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツ振興の在り方について」の中に、「食に関する指導の充実」が付記されたことに始まる。「食」は健康づくりの一環として、「体力づくり」の視点から提示された。そのために「食に関する指導」は、保健体育分野での取り扱いとなり、地方自治体では保健体育分



1. 昭和52年から平成17年は、性別・年齢別に身長別平均体重を求め、その平均体重の120%以上の者
 2. 平成18年からは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が20%以上の者
- 肥満度 = (実測体重 - 身長別標準体重) / 身長別標準体重 × 100 (%)

図2 年齢別 肥満傾向児の出現率の推移 (昭和52年度～平成21年度)

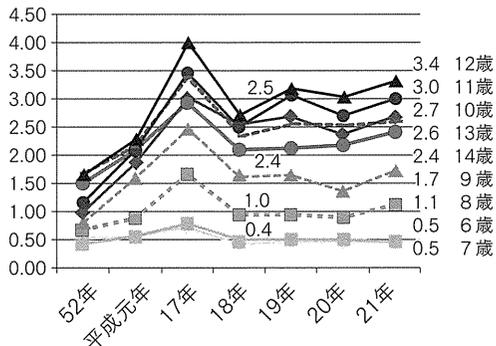


図3 年齢別 痩身傾向児の出現率の推移 (昭和52年度～平成21年度)

野の指導主事が、食の指導を行っている現状がある。食に関する指導体制そのものが、保健体育といった教科課程から、教職課程の中に位置づけられることが急務であり、食に関する指導や食育は、必要とされる学校教育の教科領域内で推進すべきであろう。

現在おこなわれている「体力づくり」を通した、「食に関する指導」体制ではなく、今後は、栄養教諭の資質向上と制度について体制整備をはかり、栄養教諭制度のあり方について再検討し、食育の推進をはかっていくことが必要である。

2) 学校教育における「食育」の推進と指導要領から見える課題

食育推進の背景の中で、学校における食の指導体制や内容がどのように取り組まれているのか、その実態を文献により把握した。その結果をふまえ、指導要領との整合性を考察し、課題を抽出した。

(1) 学習指導要領改訂にみる食育の推進

今回の学習指導要領改定の基本は、確かな学力、豊かな人間性、健康や体力をベースとした「生きる力」の育成と明記され、改善の要点の一つに食育があげられている。

従来、学校教育において行われる食に関する領域や内容は、「食に関する指導」と称してきたが、食育基本法が施行され、その中に「学校における食育」の推進が強調されたことをうけ、今回の学習指導要領の改訂（平成20年3月）には、はじめて「学校における食育の推進」と明記された。食に関する指導を継続的に系統立て、総合的に推進する営みを、「学校における食育を推進すること」として記されたと考えられる。

食育は、学校の教育活動全体で推進すべきであり、児童や生徒の発達段階を考慮し、計画的に食について学ぶことをねらいとして、図4に示すように「食に関する指導に関わる全体計画」の作成が、今回の改訂で明確に位置づけられたのである。

従来の学習指導要領においても食に関する指導は、関連する教科に位置づけられてきたが、図4に示すように、今回の改訂で食に関する指導は、各教科全学年にわたり、小学校教育全体で取り組む方向性として、指導計画が示されて推進されるようになった。そのねらいを文献資料「小中学校学習指導要領」⁶⁾により分析し、表4に示した。

表4 食に関する指導の目的 ～食に関する指導の手引より抜粋～

食事の意義	食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。
心身の健康	心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自らが管理する能力を身につける
食品を選択する能力	正しい知識・情報に基づき、食物の品質及び安全性等について、自ら判断できる能力を身につける。
感謝の心	食物を大切にし、食物の生産に関わる人々へ感謝の気持ちを持つ。
社会性	食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身につける。
食文化	各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心を持つ。

(2) 教科における改訂の内容

中央審議会答申の改善の基本方針や、具体的な内容を踏まえ、実践的・体験的な学習として、家庭科領域の内容が改訂された。指導要領の解説書には、小学校と中学校の内容構成が同一の枠組みとなり、小・中学校の学習内容の連続性・系統性が図られた。

食の内容については、いままで中学校の指導内容であった5大栄養素の働きが、小学校5年生で実施されるなど、食事の役割や栄養・調理に関する内容の充実が、食育の推進を視野にいて、改訂されたことが、表5からもわかる。

表5 家庭科領域における食育関連内容（学習指導要領解説書より抜粋5）

	小学校家庭科 「日常の食事と調理の基礎」	中学校家庭分野 「食生活と自立」
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活の自立の基礎に必要な知識と技能 ・家族の一員として「自分にできることをする」 	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活の自立に必要な基礎的な知識と技術 ・自己の生活の自立を図る「自分のことが自分でできる」
食生活 栄養	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の役割 ・楽しく食事をするための工夫 ・食品の栄養的特徴（3つの食品群） ・体に必要な栄養素の種類と働き（5大栄養素） 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の役割、健康によい食習慣 ・栄養素の種類と働き ・中学生に必要な栄養的特徴 ・食品の栄養的特質（食品群・日本食品標準成分表）
	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の組み合わせ（3つのグループ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の組み合わせ（6つの食品群別摂取量の理解）
	<ul style="list-style-type: none"> ・1食分の食事の献立 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生の一日分の献立
調理	<ul style="list-style-type: none"> ・手順を考えた調理計画（米飯とみそ汁） 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡単な日常食の調理（魚、肉、野菜等）
安全・衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の扱い（洗い方等） ・後片付けの仕方 ・用具や食器の取扱い 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の適切な取扱い（保存方法と保存期間） ・ゴミの適切な処理 ・用具の正しい使い方
食文化	<ul style="list-style-type: none"> ・わが国の伝統的な日常食（米飯とみそ汁） ・盛り付け、配膳、楽しく食事ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域食文化についての理解 ・地域の食材を生かした調理、郷土料理や行事食会食の計画

一方、幼稚園・保育所では、著者らが白鷗大学教育学部論集2008，2（1）で報告したように、具体的な内容が示されていない。しかし、小学校高学年で学ぶ教科内容が、すでに就学前保育で取り入れられ、活動されている現状がある。

就学前保育と小学校の連携が強調されているにもかかわらず、食育の内容に統一性が図られていない。

就学前保育と小学校教育との連携は、小学校以降の教育の内容を先取りして、図る必要性はない。むしろ保育者は、幼児が就学後の新たな生活に対応できるように、食の指導をすすめる必要がある。互いの教育や保育内

容について理解し、連携のとれた内容で「食育」を推進することが求められる。

就学前保育で体験した食育の内容が、小学校教育の6年間を通して、発達特性に沿って、より連続性のある教育内容を展開するために学習過程の見直しが求められる。

まとめ

食育を「いのちを育む教育」という視点でとらえるならば、就学前保育や学校教育を通しての「食育」の推進は、極めて重要な課題となる。

乳幼児期の保育のねらいは、心で感じること（心情）、やろうとする気持ち（意欲）、心構え（態度）など、様々な活動を通して身につけることにある。また、小学校教育のねらいは、自ら考え判断する力（思考・判断）、言語的に知識を理解し（知識・理解）、自分で実践するためのスキル（技能・表現）を、段階的に身につけていくことにある。

そのためには、子どもの発達や学びの連続性を系統化し、遊びや生活体験を通して就学前の保育内容を展開し、言語理解を基盤とした知識や理解を必要とする小学校教育活動への、スムーズなカリキュラムの再構築が必要となる。したがって、この内容が教育の質の向上に大きく影響するものと思われる。

就学前までの乳幼児期における食育のねらい、内容を明らかにしたカリキュラムを検討し、小学校教育への連続性を示していくことが望まれる。

現在「食育」は、幼稚園教育要領、保育所保育指針、学習指導要領の改訂を受け、法のもとで様々な取り組みが進められている。食育推進体制の一環として、発達した栄養教諭制度については、前述したように課題は山積である。また、就学前保育においても、食についての専門的な知識を身につけた保育者が、指導にあたっている現状がある。さらに、幼稚園教諭の教育課程には、小児栄養が必修科目として位置づいていない。

小学校学習指導要領の改訂からみる食育推進の課題（1）

その中で、推進体制をどのようにすすめていけるのか、今後の食育推進に影響をおよぼす提示した課題の検討が急務である。

食育は生活全体を見通して推進されることを前提に、栄養教諭制度をはじめとする食の専門職員の配置状況や、保育士養成課程や幼稚園教諭の教育課程で、「食」にかかわるスキルを習得するための教科の一層の充実が求められる。加えて、食の知識の育成や体制整備が、総合的に検討されることが望まれる。

参考文献

- 1) 「平成22年食育白書」厚生労働省
- 2) 「学校教育基礎調査」文部科学省
- 3) 「学校教育法」文部科学省
- 4) 「学校保健調査」文部科学省
- 5) 「食に関する指導の手引」文部科学省
- 6) 「小中学校学習指導要領」文部科学省

(本学教育学部教授)

(佐野短期大学非常勤講師)